

2019年度ニッセイ財団

高齢社会助成—共に生きる地域コミュニティづくり—

実践的研究助成

若手実践的課題研究助成

募集要項

高齢社会助成の趣旨

超高齢・人口減少社会を活力あふれる社会へ

ご高承のとおり、国民の生活水準の向上、医療体制の整備、医療技術の進歩、健康増進などにより、平均寿命は世界のトップクラスの水準となり、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えています。

また、少子化に伴う人口減少と、75歳以上高齢者の急増による人口構造の不安定化、加えて長引く経済的停滞は深刻な社会保障財源の窮迫を招来しています。

さらには地域社会や、従来の家族形態が変容し、まさに「単身生活者時代」ともいえる状況にあり、家族や地域の人々がお互いを支え合う力は脆弱になっています。

このように複雑で困難な社会状況の中で迎える「人生100年時代」を活力あふれる社会にするためには、自助・互助・共助・公助が一体となって人々を支え合う社会の構築が喫緊の課題であります。

この課題の解決に資するために活動、研究に対して助成を行います。

I. 若手実践的課題研究助成の趣旨

本財団は2001年より、研究者と実践家が協働して現場の実践をベースにして、実践に役立つ成果をあげるための実践的研究への助成を行っています。

本年度も、これからの地域福祉、高齢福祉分野を担うことが期待されている若手研究者・実践家を対象にこの実践的研究をより発展させていくための3つの分野の中のテーマ（表1）に対する課題を明確にした若手実践的課題研究への助成を行います。

第1分野：「いつまでも地域で高齢者が安心した生活が送れるまちづくり （地域包括ケアシステム）の推進」

在宅サービス（医療、ケア、住宅等を含む）の推進、高齢者を支える介護・看護・医療連携システムの開発、実践等をテーマとします。

第2分野：人生100年時代の「高齢者の生きがい・自己実現・就業支援」
人生100年時代のライフサイクル構築への取組、高齢者ボランティアの養成等をテーマとします。

第3分野：「認知症の人が地域で安心した生活ができるまちづくり」
(本財団恒久分野)

本財団で長く取り組んでいる分野であり、認知症ケアへ向けて医療と介護の連携、認知症の人の権利擁護の推進等をテーマとします。

「実践的」とは次の要件を全て満たしている研究で評価要件に入っています。

- 研究者と実践家（社会福祉士、介護福祉士、看護師、理学療法士、保健師、臨床心理士等現場の職員）が協働して取り組むこと。
よって**研究組織に研究者と実践家が共に参画していること。**
- 実践活動をベースに、サービス開発やシステム・制度設計の提案、提言、マニュアルの作成、試行のフォローアップに取り組むこと
- 研究手法が**具体的に明示されていること。**
実践のデータを収集し、仮説を策定し、質的・量的な分析を通じて仮説を検証し、実践を通じて評価する実証研究の手法、
または
実践を考案し、それを試行、検証、修正を通じて理論化していくアクションリサーチの手法
- 研究結果が**提案性・提言性に富み、開発された手法や提案・提言が実行性に優れ、成果の対象フィールドへの還元や他地域への波及が期待されること。**
- 文献調査等の予備的研究が終了していること。

II. 実践的課題研究助成の概要

1. 助成対象者（代表研究者）

実践的研究をしている45才未満の研究者（注）または実践家

（注）助手も対象者とします

2. 助成内容（2019年度募集の概要）

| | |
|------------------|--|
| 研究対象 | 「実践的研究助成対象分野・テーマ」（表1）に対する課題を明確にした実践的研究 |
| 助成対象者 （代表研究者） | 45才未満（注1）の研究者（注2）または実践家 |
| 研究組織（注3） | 複数名の研究組織で研究者と実践家の双方が参画（注3）共同研究者が研究者の場合は45才未満（注1）とする。共同研究者が実践家の場合は年齢を問わないこととする。 |
| 助成期間と 助成金額 | 2019年10月より1年間 総額約500万（1件最大100万） |
| 助成予定件数 | 5件程度 |
| アドバイザー制度 | 本財団選考委員によるアドバイス |
| 研究成果の社会還元 | ワークショップ |
| 申請書 | 若手実践的課題研究助成申請書 |
| 応募締切 | 2019年6月15日（土）（当日消印有効） |
| 助成の決定 | 本財団選考委員会にて選考の上、9月の理事会で決定 |

（注1）2019年4月1日現在45才未満（1974年4月2日以降生まれ）

（注2）以下に該当する者も助成対象者（代表研究者）及び共同研究者とする

- ①大学院博士課程（博士後期課程）に在籍している者で、指導教員の推薦を受けた者
- ②大学院博士課程（博士後期課程）を修了、または単位取得退学した者で、常勤の職にない者

（注3）

| | 代表研究者 | 共同研究者 |
|-----|-------|--------|
| 研究者 | 45才未満 | 45才未満 |
| 実践家 | 45才未満 | 年齢制限なし |

代表研究者が研究者の場合、研究組織に必ず実践家が参画すること。

代表研究者が実践家の場合、研究組織に必ず研究者が参画すること。

3. アドバイザー制度

原則として本財団選考委員をアドバイザーとして、連携いただくこととなります。

4. 報告義務

助成開始時に覚書を締結し、これに基づき半年毎に研究の経過報告、収支報告、中間時（実践的課題研究のみ）に会計報告、助成期間終了後に研究成果報告、会計報告をしていただきます。

5. 研究成果の社会還元

助成期間終了後、本財団が開催する公開によるワークショップで研究成果の報告を行っていただきます。

また「財団ホームページ」にも研究成果を掲載し、社会還元に努めていきます。

6. 特にご留意いただきたい事項

助成対象とならない研究

- 営利を目的とする研究、営利につながる可能性の大きい研究
- 他の機関から委託を受けている研究（予定を含む）
- 海外調査、海外出張を主な内容とする研究
- 技術開発・教材開発中心の研究

応募資格

代表研究者の国籍・所属や資格は原則として問いません。但し以下に該当する人は代表研究者にはなれません。

- 海外居住者
- 営利の追求を目的とする機関（企業）に所属する者
- 過去に本財団の高齢社会実践的研究助成を受けた者

代表研究者は、当該研究組織を代表し、その中心となって研究のとりまとめを行ない、研究助成金の管理及び報告事務等を含めて、研究計画の遂行に責任を持ちうる人となります。

人権の保護及び法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究など、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策と措置を講じるのかを申請書に記述ください。

例えば、個人情報に伴うアンケート調査、インタビュー調査など、研究機関内外の倫理委員会における承認手続きが必要となる調査・研究などが対象となります。

Ⅲ. 助成金の使途

助成金の使途は、「実践的研究助成金費目一覧」（表2）の通りとします。
謝金、旅費、交通費、宿泊費等については、**代表研究者が所属する大学・団体の「諸経費支出規定」**に従ってください。

Ⅴ. 選考について

申請書により、本財団の選考委員会において、**実践的研究（P2参照）の意義、研究デザインの妥当性、計画性、社会への貢献性、波及性、期待性等から総合的に選考を行い、2019年9月の理事会で最終決定の予定です。**

- (1) 「採」・「否」の結果は、申請者全員に文書で通知します。
- (2) 「採」・「否」の理由に関しては、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

なお、選考の結果、より充実した研究成果を挙げるために、研究方法の変更、研究メンバーの補強などを助成の条件とすることがあります。

[2018年度若手実践的課題研究の選考委員長選考講評の抜粋]

全国から19件の応募がありました。分野別の応募状況は、第1分野が合計9件と約4割を占めるとともに、第3分野が昨年度の3件から5件と増加しました。また、従来からの医療、福祉、看護系だけでなく、経済学、法学、理工系など多様な分野の研究者からの申請が見受けられました。

選考では、各申請について、研究の意義、研究方法の妥当性、計画性、社会への還元性、発展性、期待性から総合的に判断した結果、4件を採択しました。

申請の中には、**研究組織に研究者と実践家が共に参画するという「実践的」の要件を満たしていない申請や研究課題、研究の枠組み、研究方法等が不明確な申請が見受けられました。**2019年度は、**研究課題、研究の枠組み(仮説)等の研究計画が明確であり、それに基づいた調査や検証等を研究者と実践家が協働して現場の実践をベースとして進めていく内容の申請を期待しています。**

特に若手研究者からの積極的な応募も期待しています。

Ⅳ. 応募手続

本財団所定の申請書に記入押印し、作成した申請書の**原本1部（片面印刷）にコピー3部（両面印刷）**を添付して下記の本財団宛お送りください。

申請書は、

○本財団ホームページよりダウンロードください。

[URL:http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp](http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp)

○郵送による請求の場合は、本財団事務局へ送料205円切手を同封して請求ください。

- 申請書は日本語で記入ください。
- 記載紙面の追加、規格外の紙面の使用、資料の添付は選考対象外となります。
- 記入漏れ、印洩れは選考対象外となります。
- 申請書コピーは必ず両面コピーで（1ページ目の裏が2ページとなるように）作成願います。
- 申請書は原本、コピーとも**左上部ホッチキス止め**としてください。
- 申請書は受付後、受領はがきを送付いたします。
- ご提出いただいた申請書は返却いたしません。

VI. お問い合わせ先（申請書の送付先）

〒541-0042 大阪府中央区今橋 3-1-7 日本生命今橋ビル 4F
ニッセイ財団 高齢社会助成 事務局
TEL 06-6204-4013 FAX 06-6204-0120
ホームページ <http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp>

申請書記載等の個人情報については助成選考時に使用します。また助成決定分については、助成結果の公表時に使用します。

実践的研究助成対象分野・テーマ (表1)

分野番号1 「いつまでも地域で高齢者が安心して生活が送れるまちづくり
(地域包括ケアシステム) の推進」

| テーマ番号 | テーマ |
|-------|--------------------------------|
| 1 | 在宅サービス(医療、ケア、住宅等を含む)の推進 |
| 2 | 高齢者を支える介護・看護・医療連携システムの開発、実践 |
| 3 | 最新のICT技術を活用した地域情報共有システムの開拓的な実践 |
| 4 | 「閉じこもり高齢者」と地域コミュニティとのつながりづくり |
| 5 | 独居高齢者の生活支援のための開拓的な実践 |
| 6 | インクルーシブな地域社会の構築へ向けての実践 |
| 7 | 家族介護者へのケア体制確立に向けての実践 |
| 8 | 在宅ターミナルケアにおける専門職種によるチーム活動 |

分野番号2 人生100年時代の「高齢者の生きがい・自己実現・就業支援」

| テーマ番号 | テーマ |
|-------|---|
| 1 | 人生100年時代のライフサイクル構築への取組 |
| 2 | ターミナル期にある人やその家族に対するソーシャルワーク支援(在宅ケア・死後の財産処分、グリーフケア等) |
| 3 | 高齢者の潜在能力の開発(美術、音楽、演劇、自分史)と能力発揮の場づくり |
| 4 | 高齢者ボランティアの養成 |
| 5 | 新しい働き方、新しい労働形態(ソーシャルエンタープライズ)、社会参画の開発 |
| 6 | 在職中の人に対する退職前教育の在り方 |

分野番号3 「認知症の人が地域で安心して生活ができるまちづくり」
(本財団恒久分野)

| テーマ番号 | テーマ |
|-------|--|
| 1 | 認知症ケアへ向けて医療と介護の連携 |
| 2 | 認知症の人の権利擁護の推進 |
| 3 | 軽度認知障害に対する相談、支援体制 |
| 4 | 若年性認知症の人に対するケア |
| 5 | 認知症介護者に対する支援 |
| 6 | 認知症の人を支えるまちづくり(認知症サポーター、認知症地域支援専門員等を含む支援人材づくり) |

実践的研究助成金費目一覧

(表2)

| 費目 | 説明 |
|--|--|
| (1)研究補助者経費 研究協力者謝金 研究作業者謝金 外部講師謝金 | 共同研究者以外の外部協力者からの助言、協力に対する謝金 研究活動に必要な資料、実態調査等の研究補助作業・作業従事者に対する謝金 研究のためのワークショップやフォーラム等の開催に協力してくれる共同研究者以外の外部講師に対する謝金 |
| (2)旅費 国内旅費 会議旅費 海外旅費 | 研究のための出張に伴う交通費、宿泊費、雑費 会議や研究のためのワークショップやフォーラム等に参加するための交通費、宿泊費、雑費 (海外旅費については、海外出張をしないと研究にならない場合など、非常に限定的なものとする) |
| (3)調査・機器経費 調査委託費 コンピュータ費 機器・備品費 | アンケート調査、データ集計等を外部に委託する場合の経費(一括外注は不可) コンピュータ・プログラム開発、データ処理、コンピュータ使用料、プログラム借用料等の経費 研究に使用するための1点10万円以上の機器・備品費(機器の取り付け費を含めることができる) |
| (4)資料・印刷費 資料費 印刷・複写費 | 研究のための写真、記録媒体等の経費 研究のための調査票・集計表等の印刷費、書類の複写費、報告書の印刷費 |
| (5)会議経費 会場借用料 会議雑費 | 会議や研究のためのワークショップやフォーラム等の会場として借用する場合の不動産借用費 会議や研究のためのワークショップやフォーラム等の際の茶菓子、弁当代、通信費等 |
| (6)通信・運搬費 | 通信費、機器運搬費 |
| (7)消耗品費 | 研究のための一般文具用品、消耗品費及び1点10万円未満の機器・備品費 研究のための書籍、論文等の購入費 |
| (8)雑経費 | 翻訳料、速記料、調査対象者贈答品費、設備・機械・器具等の保守管理費、研究集会参加費、その他の経費 |

(注)次の経費は認められません

- 代表研究者・共同研究者の人的費、日当、謝金
- 単なる広報活動としてのシンポジウムや講演会の開催費
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)支出
- 研究計画に記載のない旅費への支出
- 研究組織の運営管理に必要な一般管理費
- 所属機関での間接費(オーバーヘッド)